

## 沖縄県知事指定「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」開催のご案内

本研修会は沖縄県の定める「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づき、開設者及び管理建築士等の資質の向上を図る目的で開催いたします。

当協会は沖縄県指定事務所登録機関として沖縄県知事の認可を受け、登録事務を行っております。新規に登録された事務所、来年更新予定の事務所においては、是非ともご受講くださいますようご案内申し上げます。

※更新の登録は、登録有効期間満了の30日前までに更新の登録申請が必要です。有効期間満了日をご確認ください。

日 時 令和4年12月8日（木） 9：50～16：30 （受付 9：20～）

会 場 沖縄産業支援センター（ホール101） 那覇市小禄1831-1 TEL.098-859-6234

定 員 90名（※新型コロナウィルス感染症対策として、会場の収容人数50%以下としてます）

受 講 料 (一社)沖縄県建築士事務所協会 会員事務所(職員含む) 12,000円（税込）

一般（非会員） 16,000円（税込）



申込方法 WEB申込 ➔ <https://njr.payhub.jp/halls/2509>

※事務所協会HPからもリンクしております。WEB申込みが困難な方はご連絡ください。

※受付確認後「受講券」をメールで送付いたします。印刷して当日は必ずお持ちください。

振込先 琉球銀行 真栄原支店 普通 416162

口座名義 (一社)沖縄県建築士事務所協会 シヤクオナワケンケンチクシジムシヨキヨウガイ

※振込手数料は各自ご負担ください。領収書は金融機関の振込票をもって代えさせていただきます。

C P D 建築CPD情報提供制度の認定プログラム 5単位

その他 受講者には講習会終了後に受講証明書を発行いたします。

当日欠席された場合の受講料は返金できません。後日テキストを送付いたします。

※本研修会は、法定講習(建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」及び同法第24条第2項に基づく「管理建築士講習」ではありません。

お問い合わせ先：(一社) 沖縄県建築士事務所協会 〒901-2101 浦添市西原1-4-26

TEL：098-879-1311 FAX：098-870-1611

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会 時間割

(令和4年12月8日(木) 沖縄産業支援センター)

科 目	時間割	講師氏名
あいさつ・受講説明	9:50～10:00	
第1章 建築士事務所の業務と展望 1. 建築士事務所の責務と倫理 2. 設計・監理業務の基本的な流れと変化への対応	10:00～10:40 (40分)	(一社) 沖縄県建築士事務所協会 会長 武岡 光明
法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項 1. 建築士事務所の運営管理 2. プロジェクト業務の運営管理 4. 罰則等	10:50～11:50 (60分)	沖縄県土木建築部建築指導課 指導班長 金城 利一
第4章 トラブル対応とリスク管理 4.8 懲戒処分・監督処分の実例に学ぶ		
第3章 建築技術の新しい動向 1. 変化する社会的ニーズ・期待 2. 安全安心への取り組み 3. 環境配慮への対応 4. 建築ストック活用 5. まちづくり	12:50～13:30 (40分)	(一社) 沖縄県建築士事務所協会 専務理事 佐久川 尚
第4章 トラブル対応とリスク管理 5. 建築士事務所賠償責任保険	13:40～14:25 (45分)	(有) 日事連サービス 専務取締役 辻 哲朗
第4章 トラブル対応とリスク管理 1. 建築士事務所のトラブルとリスク 2. トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等 3. トラブル・リスクへの対応方法 4. トラブル事例と回避・対応ポイント	14:35～15:20 (45分)	かりゆし法律事務所 弁護士 望月 保博
第2章 これからの建築士事務所経営 1. 建築士事務所と建設市場をめぐる問題 2. 事務所経営の課題	15:30～16:30 (60分)	(一社) 沖縄県建築士事務所協会 副会長 池間 守
受講証明書の交付	16:30～	

5年ぶりに  
大改訂

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

# 建築士事務所の 経営と展望

コロナ禍の影響で社会変化が加速されたこともあり、社会ニーズの変化は大きく、建築設計および工事監理にかかる分野でも大きな状況の変化があります。このような時流に対応すべく、5年ぶりにテキストの内容の大幅な見直しを行いました。開設者や管理建築士のみなさまには、受講の機会を利用して研さんに励まれるとともに、日ごろの業務においても業務遂行の手引きとして活用されることを期待しています。

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

## 建築士事務所の 経営と展望

### 目次

#### 第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の基本的な流れと変化への対応

#### 第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題

#### 第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／  
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり

#### 第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク／  
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／  
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険

#### 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／  
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等

# 建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

## ■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

## ■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

## ■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

## ■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)			受講間隔3年	建築士定期講習		受講間隔3年	建築士定期講習		受講間隔3年	建築士定期講習	
管理建築士	管理建築士講習 (1度のみの受講義務)	管理建築士講習										
建築士でない開設者	なし											

標準的な受講イメージ



### ■お問い合わせ



一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会  
〒901-2101 沖縄県浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館内  
TEL : 098-879-1311 FAX : 098-870-1611  
URL : <https://www.oaa.or.jp>